

○総務省訓令第5号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に伴い、登録免許税関係事務処理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月26日

総務大臣 石田 真敏

登録免許税関係事務処理要領の一部を改正する訓令

登録免許税関係事務処理要領（平成15年総務省訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1号様式から別表第6号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。